

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

平成31年3月5日（火）

総務課

# 目 次

## 重点事項

### 第1 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

- 1 事業概要について 1
- 2 平成31年度予算案の内容等について 1

### 第2 自殺対策の推進について

- 1 自殺対策の状況等について 7
- 2 今後の自殺対策について 8

## 連絡事項

- 1 共同募金運動について 18
- 2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について 19

## 参考資料

- 1 平成31年度社会・援護局関係主要行事予定〈社会関係〉 20
- 2 平成31年度社会・援護局(社会)関係予算(案)について 21

# 重 点 事 项

# 第 1 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

## 1 事業概要について

刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要がある人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難である。そのため、平成 21 年度から「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」が開始された。

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいただいている。

### 【地域生活定着促進事業におけるセンターの主な業務】

#### (1) コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。

#### (2) フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

#### (3) 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

## 2 平成 31 年度予算案の内容等について

### (1) 平成 31 年度予算案の内容について

本事業については、再犯防止推進法に基づき平成 29 年 12 月に閣議決定された再犯防止推進計画も踏まえ、平成 30 年度において、矯正施設や福祉関係者等との連携を強化するために一定の充実を図った。

一方、本事業の取組状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、平成 30 年度と同様、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定する。

具体的には、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として、

以下のとおり実施する。

ア 実施主体

都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可）

イ 補助率

定額補助（3／4相当）

ウ 補助基準額

実施主体ごとに以下の合計額を補助基準額とする。

- ・基礎事業費：13,500千円
- ・コーディネート業務・フォローアップ業務の業務件数に応じた事業費  
：1件当たり80千円

（※ 詳細については参考資料も参照されたい。）

なお、国庫補助協議に当たっては、再犯防止推進法において地方公共団体の責務等が定められ、都道府県等における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされたこと（同法第4条第2項、第8条、第24条）を踏まえ、その策定又は検討の状況（特に本事業に関する事項）を把握する。

平成27年度に国庫補助を補助率3／4相当の定額補助に見直して以降、多くの地方公共団体において地域の実情を踏まえた事業の推進が図られてきたところであるが、地方公共団体の責務等について規定された再犯防止推進法が施行されたことも踏まえ、各都道府県におかれては、更なる事業の推進・充実のための必要な事業費の確保について、特段の御配慮をお願いしたい。

（2）既存の福祉的支援等との連携強化等について

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあつて真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要であり、また、本事業は、限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人に特に優先して活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであつて、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要であると考えている。

そのため、各都道府県においては、事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保していただくとともに、既存の福祉的支援等との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いしたい。関連して、平成27年12月24日に事務連絡「違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について」を発出しているので、連携強化の際の参考とされたい。

なお、被疑者・被告人段階の人への支援については、コーディネート業務及びフォローアップ業務の実施に支障を来さない限りにおいて、相談支援業務として実施することは不可能ではないとしてきていたところ、上記趣旨に鑑み、いわゆる入口支援の内容を含む「地域再犯防止推進モデル事業」を始め、他に利用可能な事業がある場合はその活用に努めるなど、適切に対応されたい。

また、法務省とは継続的に連携のあり方等に係る協議を行ってきているところ、地域生活定着支援センターの業務の円滑化を図るため、これまでも、センターに提供される情報の充実化や保護観察所による生活環境の調整の強化などを法務省側に要請し、実現されてきた。今後とも、都道府県やセンターの御意見を踏まえ、法務省と必要な協議を行っていく。

### (3) 委託先の選定等に当たっての留意点

本事業については、委託を可能としているところであるが、再犯防止推進計画も踏まえ、今後も一層着実な実施を図るためには、事業の支援の質、積み上げてきた信頼関係の継続性を確保することや、支援に係る従事者を育成していくことが重要である。このため、委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても配意されたい。

また、事業を委託した場合も、実施主体は各都道府県であり、いわゆる「丸投げ」とならないように主導的に事業の推進に関与する必要がある。具体的には、委託先の事業者が効果的に事業を運営していくためには、既存の福祉的支援等との連携強化など、各都道府県の適切なバックアップが不可欠である。各都道府県においては、「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業報告書」及び「好取組事例集」（平成29年度社会福祉推進事業により作成）も参考にするなどして、事業がより効果的に運営されるよう配意されたい。

### (参考1) 再犯防止推進法（抄）

第4条第2項 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条第1項 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

第2項 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

(参考2) 再犯防止推進計画(抄)

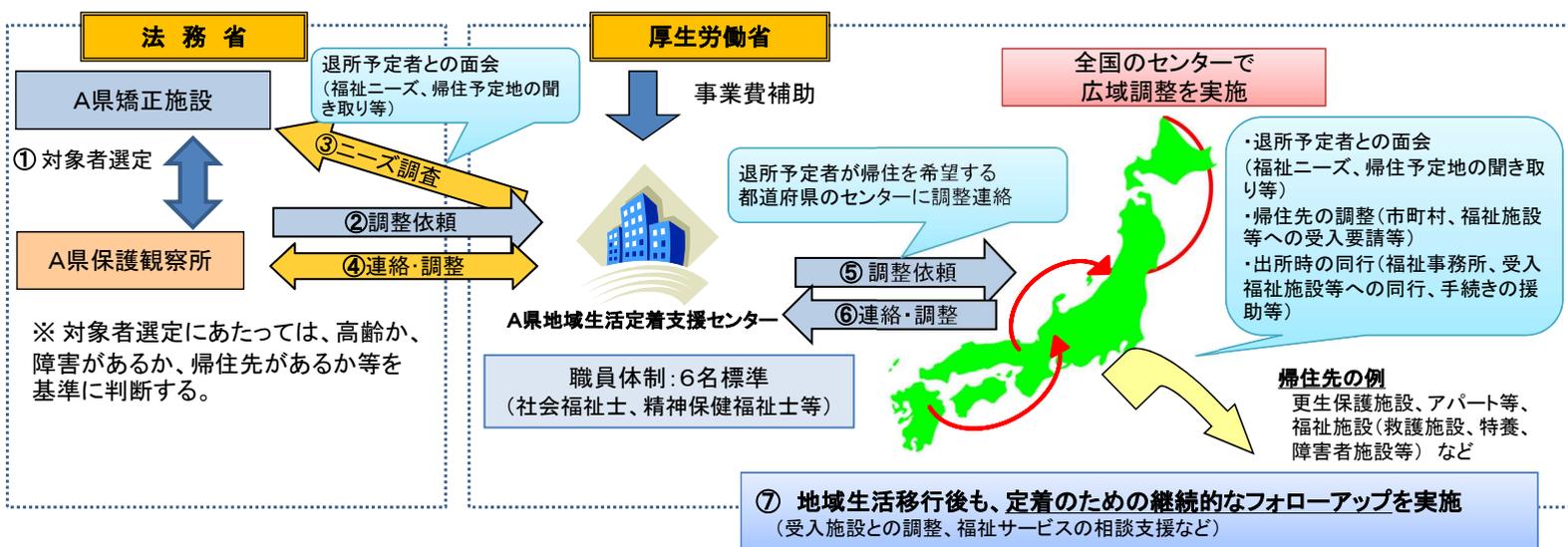
- 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等  
法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

(参考3) 関連通知等

- 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について(平成21年4月1日付け法務省保観第206号、社援発第0401019号)
- 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(平成27年7月27日付け社援発0727第2号)別添地域生活定着促進事業実施要領
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について(平成21年5月27日付け社援総発第0527001号)(平成30年4月1日最終改正)
- 地域生活定着促進事業に係る質疑応答集(平成30年4月1日最終改正)

# 地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に**全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。**
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。  
(平成29年度は延べ1,426人のコーディネートを実施し、うち751人が受入先に帰住)



## 地域生活定着促進事業の平成31年度における補助基準額(案)

### 1. 基本的な考え方

- 本事業の取組み状況については、各都道府県の取扱件数に大きな差異が見られることもあり、H30年度と同様、矯正施設収容中から全国調整を行う基礎的な機能を担保し、かつ、業務件数に応じた必要な事業費を確保するため、基礎事業費と実績に応じた事業費からなる補助基準額を設定する。
- 国庫補助協議に当たっては、再犯防止推進法において地方公共団体の責務等が定められ、都道府県等における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされたこと(同法第4条第2項、第8条、第24条)を踏まえ、その策定又は検討の状況(特に本事業に関する事項)を把握する。

### 2. 補助基準額(案)

都道府県ごとに以下の合計額を補助基準額(定額補助)とする。

	補助基準額(案)
<b>基礎事業費</b>	<b>13,500千円</b> ( ( 17,000千円 + 1,000千円 ) × 3/4 ) ( 調査研究事業における試算から ) ( 連携強化費 )
<b>コーディネート業務・フォローアップ業務の業務件数に応じた事業費</b>	<b>1件当たり80千円</b> ( 調査研究事業における試算から )

- ※ 各基準については、平成29年度社会福祉推進事業における調査研究事業による試算を算出の根拠としている。
- ※ 基礎事業費については、3/4相当により積算する。
- ※ 業務件数については、「地域生活定着促進事業実績状況調べ」における平成27年度～平成29年度のコーディネート業務の実績とフォローアップ業務の実績の合計(フォローアップ業務の実績については1/2相当)により積算する。各年度の実績は、それぞれの業務の「支援継続中件数」の合計と「年度内支援終了件数」の合計を足したものとす。
- なお、積算に当たっては、業務件数の合計が101件以上の場合は50件ごと、100件以下の場合は25件ごとに区分けし、各区分の最大値(例:101件～150件は150件相当、76件～100件は100件相当)を3で除したものにより積算する。

### 3. 留意事項

- 予算の配分に当たっては、地方再犯防止推進計画の策定等の状況や、都道府県の自主財源の状況も踏まえて検討する。
- この基準に依り難い場合には、個別協議による対応を検討。

地域生活定着支援センターの平成29年度の支援状況と職員配置状況

(単位:人)

(単位:人)

	コーディネーター	フォローアップ	相談支援	職員配置 H30.3.31 現在
北海道	64	153	19	12
青森県	11	20	1	5
岩手県	9	11	25	4
宮城県	24	28	10	6
秋田県	14	14	17	5
山形県	14	17	3	4
福島県	21	28	3	5
茨城県	25	42	1	4
栃木県	23	32	4	8
群馬県	31	58	63	4
埼玉県	56	154	46	12
千葉県	55	68	51	5
東京都	100	150	12	7
神奈川県	78	63	18	6
新潟県	26	25	20	5
富山県	11	15	8	4
石川県	21	5	4	5
福井県	10	35	21	4
山梨県	19	15	38	3
長野県	23	20	6	4
岐阜県	16	16	66	5
静岡県	40	70	30	4
愛知県	97	185	34	10
三重県	31	28	18	4
滋賀県	14	18	80	5
京都府	23	26	14	6
大阪府	72	94	67	6
兵庫県	39	32	74	6
奈良県	10	20	49	5
和歌山県	23	29	63	5
鳥取県	15	18	14	4
島根県	6	9	10	5
岡山県	32	27	72	4
広島県	28	43	22	6
山口県	12	10	5	5
徳島県	11	13	12	6
香川県	20	49	19	4
愛媛県	16	36	6	4
高知県	16	11	27	5
福岡県	76	102	9	6
佐賀県	22	53	37	5
長崎県	43	103	145	5
熊本県	20	49	20	5
大分県	27	49	37	6
宮崎県	21	12	57	6
鹿児島県	33	48	5	6
沖縄県	28	50	7	6
合計	1426	2153	1369	256

- 各都道府県の人口規模や支援を受ける人の希望、福祉サービスの資源量その他、矯正施設の性質・定員等に偏在があることなどのため、上記の数値を比較等して、各都道府県の取組姿勢その他を評価することはできない。
- 上記のコーディネーターの数値は、支援を受けた人の実数であり、他のセンターに対応を依頼した件数は含まれていない。
- 上記の職員配置の数値は、常勤換算化されていない(非常勤や兼務の職員数も含まれている。)

## 第2 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

### 1 自殺対策の状況等について

#### （1）自殺の概況

警察庁の自殺統計では、我が国の自殺者数は、1998（平成10）年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていたが、2012（平成24）年に15年ぶりに3万人を下回った。また2010（平成22）年以降、9年連続で減少しており、2018（平成30）年は2万598人（速報値）となっている。

しかし、いまだに2万人以上の方が「自殺」という形で亡くなっており、人口10万人当たりの自殺者数は16.3と先進諸国の中でも高いという深刻な状況である。

#### （2）自殺対策の状況

##### ア 地域レベルの実践的な取組への支援の強化

2016（平成28）年3月の自殺対策基本法の改正により、各自治体に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられた。

自殺の状況や自殺対策の理解を深め、地域での自殺対策の取組促進のためには市町村長のリーダーシップが重要であることから、2016（平成28）年から全国の市町村長（トップ）を対象に、都道府県単位で「地域自殺対策トップセミナー」を開催し、2018（平成30）年までに47都道府県すべての地域で実施することができた。

また、自殺総合対策推進センターは、ブロック研修や地域自殺対策推進センターに対する研修を通して、各市町村が地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を円滑にできるよう支援している。

##### イ SNSを活用した相談事業の実践的研究

2017（平成29）年10月に発覚した座間市の事件を受けて、厚生労働省では、SNS等を活用した相談対応を強化するため、広く若者一般を対象とするSNSによる相談事業を2018（平成30）年3月の「自殺対策強化

月間」から開始した。その事業の実施状況について、有識者を交えた検証をしながら、相談支援のノウハウを集約したガイドラインの作成等に取り組んでいる。

## 2 今後の自殺対策について

### (1) 自殺対策計画等の策定と地域レベルでの自殺対策の取組

都道府県においては2017（平成29）年度中に、市町村においては2018（平成30）年度中に、新たに自殺対策計画の策定又は当該計画の見直しをお願いしてきたが、先般の災害などの状況も踏まえ、2018（平成30）年度中の策定又は見直しが困難な都道府県・市町村においては、遅くとも2019（平成31）年度までに策定又は見直ししていただくようお願いする。その際、計画策定の手引や地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策政策パッケージ等を活用し、地域の実態等に応じた計画策定を進めていただくようお願いする。

また、地域自殺対策強化交付金について、限られた予算をより効果的・効率的に活用していくため、2019（平成31）年度の事業内容や交付率の見直しを行っている。特に、地域特性を踏まえて重点的に取り組む「地域特性重点特化事業」については、本事業の趣旨に見合うよう、自治体において十分に検討していただくため、事前・事後評価を厳格に求めることとした。その内容を踏まえ審査の上、採択の可否を判断するが、審査の結果採択された際においても、計画した事業が適切に実施されるよう、4月からの事業実施に向けて、引き続き事業内容を検討し準備いただくようお願いする。

今後は、策定された計画に基づき、対策の実効が上がるよう、PDCAサイクルの徹底が重要であり、地域自殺対策推進センターが、自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして機能するよう御尽力をお願いするとともに、全国的に効果的な対策を推進していく観点から、自殺総合対策推進センターへの好事例等の報告等の御協力をお願いしたい。

併せて、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員の配置や、専任部署の設置等について積極的に御検討いただき、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進していただくようお願いする。

(2) 若者の自殺対策の推進（SNSを活用した相談の効果的な実施体制の検討等）

10歳代後半から30歳代までの死因の第一位が自殺である等、若者の自殺は特に深刻な状況にある。

SNSを活用した相談は、特に若者世代などで人とコミュニケーションをとるのが苦手な人などに対するニーズは確実に存在する一方で、限られた文字情報でのやり取りとなるため、相談者の状況を把握しにくいことや相談者の悩みを解決するためのリアルな世界での支援の必要性といった課題がある。2019（平成31）年度は、ガイドラインの活用により、相談対応の質を向上させるとともに、より多くの相談に応じられるよう、可能な限り相談体制の拡充も図っていく。

また、SNSを活用した相談を今後の相談インフラの重要な柱の一つとして発展させるためには、地域の社会資源への円滑なつながりを実現する必要がある。本年度後半のSNS事業の実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関との連携についてお願いしている。2019（平成31）年度は、モデル事業を実施し、SNS相談から具体的な支援につなげる場合を含め、若者が悩みを気軽に話せる居場所の整備、地域の適切な社会資源につなぐための仕組みを検討する予定である。管内市町村において、モデル事業の実施について積極的に御検討いただけるよう、御配意をお願いする。

さらに、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」を推進していくことが重要であり、地域自殺対策政策パッケージでも、ナショナル・ミニマムとして全国的に実施されることが望ましい基本パッケージの一つとして位置付けられている。学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築等、地域生活課題の解決に資するものでもあり、教育委員会等と連携し、積極的な取組をお願いする。

# 自殺対策の推進

## (1) 現状・課題

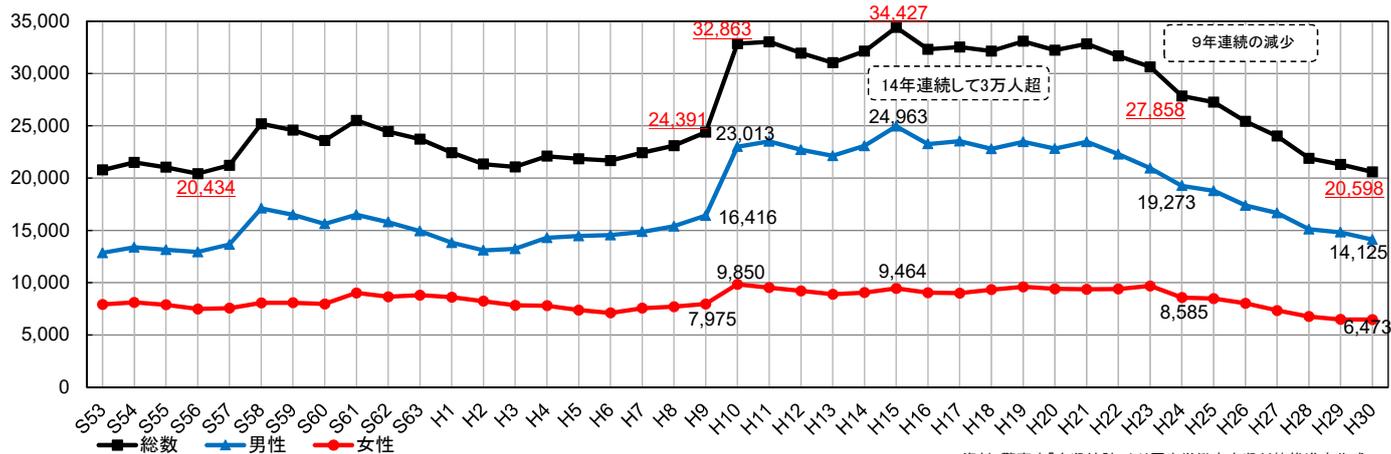
- 平成18年6月、議員立法による自殺対策基本法が成立。「自殺総合対策大綱」に基づく施策を推進。
- 平成28年4月1日、自殺対策業務が内閣府から厚生労働省へ移管。同日付で、議員立法による改正自殺対策基本法が施行。翌年7月25日、政府が推進すべき自殺対策の指針として定める、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定。  
 (改正自殺対策基本法のポイント)
  - ①自殺対策は「生きることの包括的な支援として」「関連施策との有機的な連携」を図り総合的に実施
  - ②自治体(都道府県及び市町村)に対し、新たに自殺対策計画の策定を義務付け
  - ③自殺対策計画に基づき自治体を実施する事業に対し、国は交付金を交付(地域自殺対策強化交付金)
 (自殺総合対策大綱の見直しのポイント)
  - ①地域における計画的な自殺対策の推進
  - ②子ども・若者の自殺対策を更に推進
- 自殺者数は、6年連続で3万人を下回るものの、依然として年間約2万1千人(平成29年)という深刻な状況(特に若者の自殺は深刻)。
- 「座間市における事件の再発防止策について(平成29年12月19日)」に基づき、若者一般を主な対象としたSNSを活用した相談機会の確保や若者の居場所づくりの支援の取組を推進。本年3月の自殺対策強化月間には13団体(4月以降も6団体)でSNS相談を実施。本年6月の自殺対策白書において、再発防止策の実施状況をフォローアップ。

## (2) 今後の取組

- 各自治体における地域自殺対策計画の策定・実施を支援  
 (交付金事業の効果的・効率的な実施、地域自殺対策推進センターの強化等によるPDCAサイクルの徹底)
- 若者の自殺対策を推進
  - ・今年度は、民間団体等によるSNS相談事業の支援と実践的な研究を一体的に実施し、相談支援のノウハウを集約したガイドライン等を作成。
  - ・居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制構築のためのモデル事業を実施
  - ・SOSの出し方に関する教育を推進

## 我が国における自殺の状況と自殺対策の経緯

●自殺者数は9年連続で減少しているものの、依然として深刻な状況にある。



資料: 警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成  
 注)平成30年は速報値

2006 (平成18)年	6月	自殺対策基本法成立(議員立法、10月施行)
	10月	自殺予防総合対策センターの設置
2007 (平成19)年	6月	「自殺総合対策大綱」(閣議決定)
2009 (平成21)年度		「地域自殺対策緊急強化基金」(内閣府100億円)の設置
2012 (平成24)年	8月	自殺総合対策大綱改定(閣議決定)
2015 (平成27)年	6月	自殺総合対策の更なる推進を求める決議(参議院厚生労働委員会)
2016 (平成28)年	3月	自殺対策基本法一部改正法成立(議員立法、4月1日施行)
	4月	自殺対策が内閣府から厚生労働省に移管
		自殺総合対策推進センターとして機能強化
2017 (平成29)年	7月	「自殺総合対策大綱」(閣議決定)

基本理念の追加(第2条)

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない
○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない

自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)

- 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開 ○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開

都道府県自殺対策計画等(第13条)

- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定めるものとする

都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)

- 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

基本的施策の拡充

〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)

- ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備

〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)

学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める

〔医療提供体制の整備〕(第18条)

自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定

必要な組織の整備(第25条)

- 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

地域自殺対策計画の策定の支援

自殺総合対策推進センターから、①地域自殺実態プロフィールと②地域自殺対策政策パッケージを、厚生労働省から、③地域自殺対策計画策定の手引を提供。また、モデル事業を実施し、計画策定の先例となる事例を集積。

①地域自殺実態プロフィール

全ての都道府県・市町村それぞれの自殺の実態を分析。→地域特性を把握。

地域自殺実態プロフィール (〇県△市)
推奨される重点パッケージ
重点パッケージ: 子ども・若者、無職者・失業者、生活困窮者、勤務・経営、高齢者
「推奨される重点パッケージ」は下記の「地域の自殺の特徴」...
■地域の自殺の特徴
地域の主な自殺の特徴 (特別集計 (自殺日・居住地、H24～28 合計)、国勢調査)
割合上位5位
1位:男性 20～39歳無職独居 31 7.5% 91.5
2位:男性 40～59歳有職同居 28 6.7% 20.8
3位:男性 60代以上無職同居 27 6.5% 44.6
4位:女性 20～39歳有職独居 26 6.4% 26.2
5位:女性 40～59歳有職同居 25 6.3% 25.1
背景にある主な自殺の特徴
①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺
②【20代学生】学内的人际关系→休学→うつ状態→自殺
③【中高年】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
④【中高年】失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
⑤【中高年】非正規雇用→活苦→借金→うつ状態→自殺
⑥【中高年】配偶者の死→喪失感→うつ病

②地域自殺対策政策パッケージ

自殺対策の先進的事例を収集した政策集を提供。→地域特性を考慮した施策立案を容易に。

③地域自殺対策計画策定の手引

計画策定の標準的な手順と留意点を提示。→計画策定を円滑化。

先進事例 (モデル事業を実施した長野県松本市の例)

地域の団体が参加する協議会や庁内連絡会議等を設置し、顔の見える関係性を構築。

松本市の 相談窓口 (ライフステージにおけるいろいろな悩みへの対応)
【児童・子ども・子育ての悩み】
【児童・教育の悩み】
【障害生活・経済の悩み】
【自殺防止の悩み】
【子ども・若者の悩み】
【生活・心身の悩み】
【福祉・介護】
庁内各課の自殺対策に関連する事業を網羅するとともに、ライフステージに応じた相談窓口の一覧表を掲載するなど、実効性のある計画を策定。

# 地域自殺対策のPDCAサイクルによる質の向上について

## 都道府県・市町村

○PDCAサイクルの徹底により、地域自殺対策を効果的に推進。

- ・地域自殺対策計画(全事業): 関係部局の参画の下、全庁一体となった進捗管理・検証。
- ・交付金事業: 各事業に応じた評価指標を設定し、実施後の成果を測定。評価検証を行い、改善点を明確化し、反映。

確認シートの活用

実施計画書・報告書の記入

対策実施状況の把握

対策の策定・進捗管理・評価検証・改善等への助言・支援

提供

## 地域自殺対策推進センター

- 都道府県・管内市町村における対策の推進を支援する「エリアマネージャー」機能を発揮。
- 全国で対策の実効を上げていくために必要な情報の収集・整理につき、自殺総合対策推進センターに協力。

エリアの進捗把握

地域の取組に係る情報の整理・提供

- 管内自治体のPDCAの実施状況
- 優良事例の収集
- PDCAサイクルが上手く回っている事例
- 自殺者数削減効果が大きいと見込める事例
- 新規性・先進性が高い事例
- 地域における自殺対策の課題

地域センターの機能強化に向けた個別支援

都道府県・市町村の取組支援に役立つツール等の提供

提供

- 政策パッケージの見直し
- 事例集(自殺対策先進事例データベース)の更新
- 地域自殺実態プロフィールの更新等

## 自殺総合対策推進センター(JSSC)

政策評価・改善データベース(仮称)の整備・運用

- 全国レベルでの政策効果を分析・検証。
- 政策パッケージの主要政策について、実施手法・内容を標準化。
  - ・適切な評価指標とセットで、順次具体化。
  - データに基づくマクロレベルでの政策効果の評価が容易に。
  - 各自治体が全国との比較の観点から自己評価を行うことも可能に。
- 国の政策や地域の実践への活用を企図した研究を推進。

全国の進捗把握

## 自殺総合対策の基本方針

### ～関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む①

#### 〈様々な分野の生きる支援との連携を強化する〉

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

# 自殺総合対策の基本方針 ～関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む②

## <「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などの連携>

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

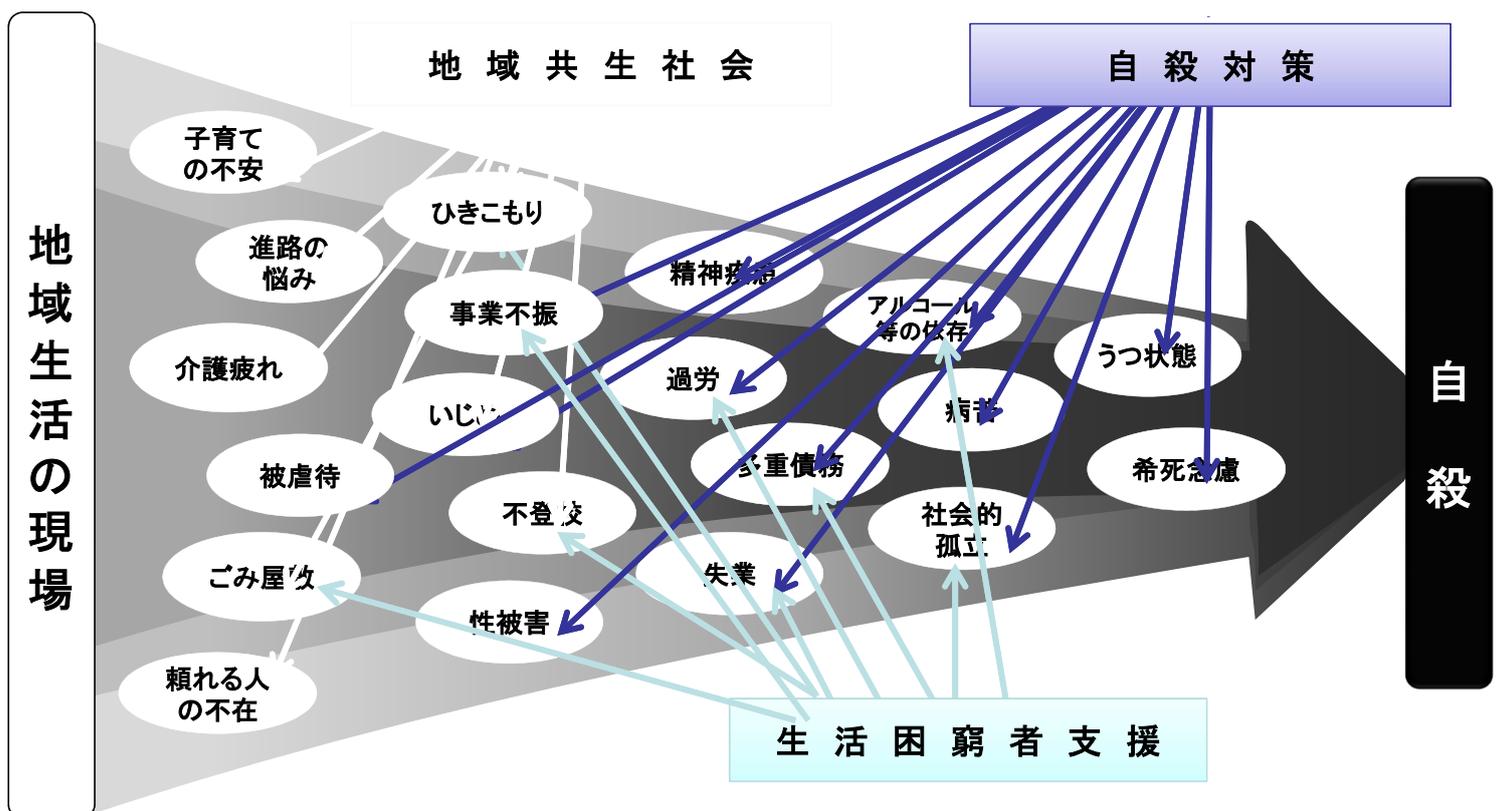
「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である。

加えて、こうした支援の在り方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めるなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組む、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)抜粋

## 地域共生社会・生活困窮者自立支援制度・自殺対策の対象要因

- 地域共生社会・生活困窮者支援・自殺対策の対象となる要因(問題)をみると、重複しているものが多い。



自殺は、G7各国においても若年層の死因の上位を占めるが、日本だけが第1位となっており、死亡率も高い。

先進国の年齢階級別死亡者数及び死亡率(15～34歳、死因の上位3位)

	日本 2014			フランス 2013			ドイツ 2014			カナダ 2012		
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率
第1位	自殺	4,557	17.8	事故	1,955	12.7	事故	1,710	9.1	事故	1,924	20.4
第2位	事故	1,775	6.9	自殺	1,286	8.3	自殺	1,450	7.7	自殺	1,066	11.3
第3位	悪性新生物	1,339	5.2	R00-R99※	1,089	7.1	悪性新生物	981	5.2	悪性新生物	528	5.6

	アメリカ 2014			イギリス 2013			イタリア 2012			韓国(参考) 2013		
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率
第1位	事故	30,708	35.1	事故	2,038	12.1	事故	1,589	12.3	自殺	2,580	18.3
第2位	自殺	11,648	13.3	自殺	1,120	6.6	悪性新生物	889	6.9	事故	1,225	8.7
第3位	殺人	8,303	9.5	悪性新生物	1,070	6.3	自殺	620	4.8	悪性新生物	874	6.2

※ ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類の第10回修正版)の第18章「症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの」に該当するもの

(資料出典:平成30年版「自殺対策白書」、WHOより作成)

## 座間市における事件の再発防止策の概要

平成29年12月19日「座間市における事件の再発防止に関する関係関係会議」決定

平成29年10月に座間市で発覚した9名の方々が亡くなられた事件は、加害者が、SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした被害者の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な手口によるものとみられる。政府一体となって、関係者の協力を得つつ、以下の再発防止策に迅速に取り組む。

### 1. SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策

#### (1) 削除等に対する事業者・利用者の理解の促進

- 利用規約等(自殺の誘引情報等の書き込みの禁止・削除等)に関する事業者への要請、利用者への注意喚起

#### (2) 事業者・関係者による削除等の強化

- ① 事業者による自主的な削除の強化
  - 青少年ネット利用環境整備協議会の提言を踏まえたSNS事業者による取組への協力
- ② 事業者による削除を支える団体の支援
  - インターネット・ホットラインセンターの機能強化による削除依頼の支援
  - サイバーパトロールの強化

### 2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策

#### (1) ICTを活用した相談機能の強化

- ① ICTを活用した相談窓口への誘導の強化
  - 検索事業者・SNS事業者と自殺対策関係NPO法人をつなぐ場の設置
  - SNS等に対応した相談窓口への誘導の強化
- ② SNS等を活用した相談対応の強化
  - 地方公共団体におけるSNSを活用した相談事業の実施
  - 広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業の実施

#### (2) 若者の居場所づくりの支援等

- SOSの出し方に関する教育やSOSを受け止めて支援する方策も組み合わせ新たな居場所づくりのモデルの作成
- 自殺総合対策大綱に基づく若者等の自殺対策の更なる推進

### 3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

(1) 教育・啓発・相談の強化

(2) 改正青少年インターネット環境整備法の早期施行

- ①今後の検証は、自殺対策基本法に基づく年次報告の作成過程で確実にを行い、政府の自殺総合対策大綱の見直し等に反映
- ②関連施策は、青少年インターネット環境整備基本計画の次期見直しに反映
- ③本再発防止策に限らず、自殺総合対策大綱の推進状況は、新たに設置する有識者会議で評価

# 自殺対策におけるSNS相談事業について(厚生労働省)

平成30年3月(自殺対策強化月間)

○13団体がSNS相談事業を実施(このほか、1団体が従前より実施(チャイルドライン支援センター))

相談延べ件数10,129件(3月31日時点)

→広く若者一般を主な対象とするSNS相談の実例が乏しい中、各団体が試行錯誤しながら実施。

平成30年度

4月11日

○3月の事業実施団体からの報告会開催(文科省もオブザーバー参加)

平成30年5月～平成31年3月

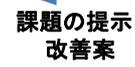
○SNSを活用した相談対応強化のための実践的研究を実施(文科省と連携)

- ・3月の事業実施結果の詳細な分析
- ・相談体制の整備方針の検討
- ・相談支援ノウハウを集約したガイドラインの作成
- ・相談員の研修カリキュラム作成

取りまとめ



活用



課題の提示・改善案

前半(4～9月)

○6団体がSNS相談事業(チャット含む)を実施

- ・社会的包摂サポートセンター
- ・BONDプロジェクト
- ・地域生活支援ネットワークサロン
- ・OVA \*
- ・チャイルドライン支援センター \*
- ・日本いのちの電話連盟 \*

(\*は通年で実施)

後半(10～3月)

○中間取りまとめや、前半のSNS相談事業の実施状況を踏まえて相談事業を実施

- ・社会的包摂サポートセンター
- ・BONDプロジェクト
- ・東京メンタルヘルス・スクエア
- ・OVA \*
- ・チャイルドライン支援センター \*
- ・日本いのちの電話連盟 \*

(\*は通年で実施)

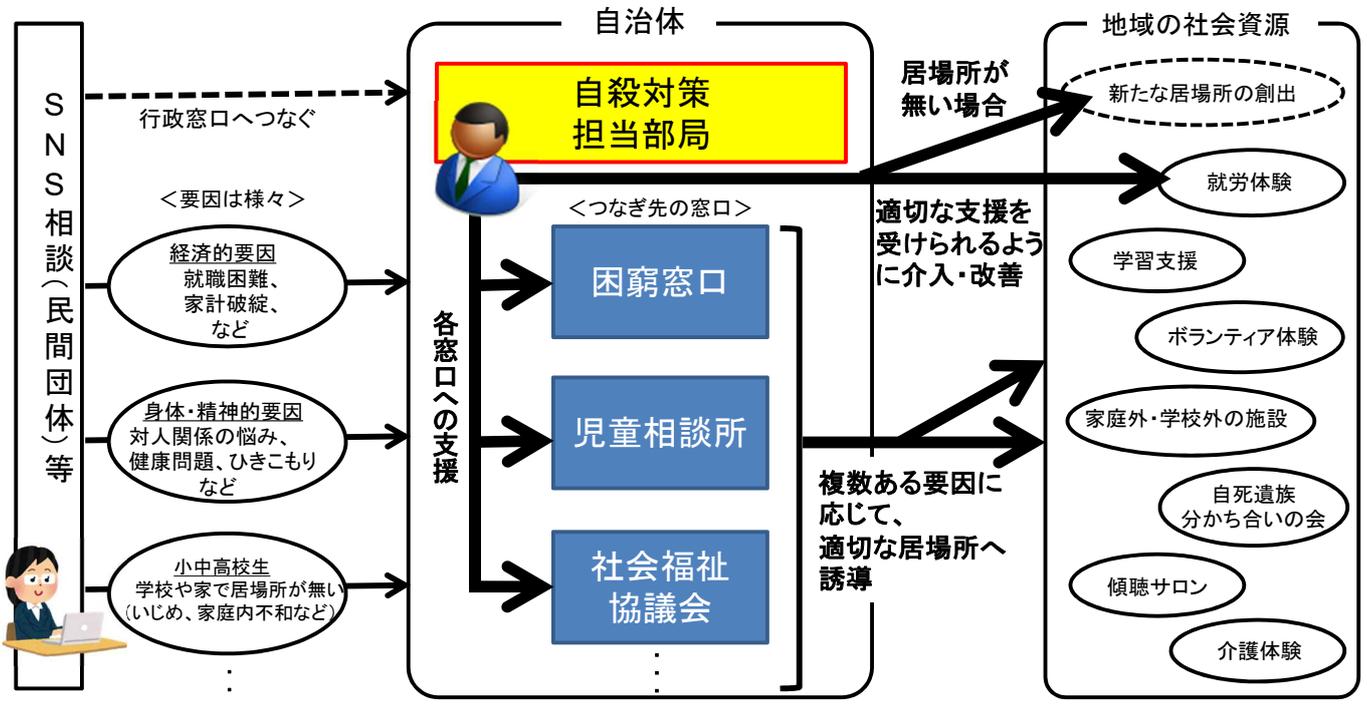
## 平成30年度下半期のSNS相談事業

- 対面や電話でのコミュニケーションが苦手な人を相談につなげるなど、SNS相談のニーズが明らかになる一方、相談者の課題解決のためどのように現実世界での支援につなげていくかが課題。
- SNS相談はあくまでも相談の入り口であり、相談者の課題解決のためには、現実世界での地域に根差した支援が必要。

- **SNS相談事業者に対して**→各都道府県、市町村の生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関一覧を提供。複合的な課題を抱えた生活困窮者と思われる相談者については、本人の意向を踏まえつつ、自立相談支援機関につなぐよう、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨を依頼。
- **都道府県等の生活困窮者自立支援制度主管部(局)等に対して**→SNS相談事業者を周知。自立相談支援機関においては、SNS相談事業者を介した支援要請があった場合は、相談者に対して早期に適切な支援を行うよう依頼。

# 居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業

概要	SNS相談から具体的支援につなげる場合を含め、若者が悩みを気軽に話することができる居場所づくりを推進するとともに、自治体の自殺対策担当者が生活困窮者自立支援制度などの各分野の窓口へ支援を行い、居場所を含めた地域の適切な社会資源へ確実につなげるための体制を構築するため、自治体によるモデル事業を行う。 ※事業成果を検証し、今後の改善につなげる。				
対象	SNS相談等を利用した相談者(主に若年層)	実施主体	10自治体	交付率	10/10



## 児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

### 1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
  - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
  - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」(※)の推進が重要。  
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

### 2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

- 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。  
【保健師等を活用するメリット】  
① 児童生徒に対して**自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる**(「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)  
② 保護者も含めた**世帯単位での支援が可能**になる ③ 学校と地域の専門家との間での**協力・連携関係の構築**につながる
- 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの**相談窓口の周知を行うことが望ましい**こと。
- 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて**教材や授業方法を工夫**することが考えられること。
- SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの**傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教える**ことが望ましいこと。
- 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化事業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「**地域特性重点特化事業**」(補助率10/10)にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。

# 児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について

(平成30年8月31日付け文部科学省児童生徒課、厚生労働省自殺対策推進室事務連絡)

## 1 背景

- ✓ 平成30年1月、SOSの出し方に関する教育についての留意事項を示し、各教科等の授業の一環として、少なくとも年1回実施することなど積極的な推進を依頼する通知を发出。
- ✓ SOSの出し方に関する更なる教育の一層の推進に資するため、上記の留意事項に加え、**各学校でSOSの出し方に関する教育を行う上で参考となる教材例を周知。**

## 2 通知の概要

以下の教材例を参考に、各学校において、SOSの出し方に関する教育の一層の推進に努めていただくこと。

- (1) 東京都教育委員会作成教材
  - 子供が、現在起きている危機的状況又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動(身近にいる信頼できる大人にSOSを出す)ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的に、**各学校がSOSの出し方に関する教育を推進するための教材(学習指導案、ワークシート、スライドデータ等)**を作成。
- (2) 東京都作成教材
  - 子供自身が悩みに対処する方法を知り、困ったときに、大人や専門機関に相談できるようになること、また、周囲の人の気がかりな変化に気づき、適切な行動(大人へのつなぎ)が取れるようになることをねらいとして、**小学校6年生及び中学校1年生向けの小冊子**を作成(教職員向け解説書も併せて周知)。
- (3) 北海道教育委員会作成教材
  - 北海道教育委員会において、平成29年度いじめ対策・不登校支援等推進事業により、自殺予防教育を進める際の参考となるよう、「**援助希求的態度の育成**」、「**早期の問題認識(心の健康)**」、「**ストレス対処スキルの育成II**」に関するプログラム(指導案やワークシート等)を作成。

## 自殺総合対策の推進

### 平成31年度予算案 31億円(平成30年度31億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	26億円	(26億円)
自殺総合対策推進センター運営事業費	1.8億円	(1.5億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	2.1億円	(2.1億円)
その他(本省費)	1.2億円	(1.2億円)

<自殺総合対策大綱に掲げた数値目標>  
自殺死亡率を平成38年までに  
平成27年比で30%以上減少

### 1. 地域自殺対策強化交付金

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- 若者が日常的に利用するSNS等を活用した相談・支援を強化するとともに、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制を構築する。

SNS等を活用した若者向けの  
相談・支援強化  
(実施：民間団体 交付率：定額)



相談支援ノウハウを集約したガイドライン(30年度作成予定)等を活用した相談・支援を推進。

居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築(モデル事業)  
(実施：地方公共団体 交付率：10/10)



30年度の実践的研究の成果を踏まえた、若者が悩みを気軽に話することができる居場所づくりの推進、地域の社会資源につなぐための人員の配置等。

### 2. 地域自殺対策推進センターへの支援等

地域自殺対策推進センターが管内市町村における自殺対策を支援できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターによる地域自殺対策推進センター等への支援により、地域における自殺対策を効果的に推進する。

地域の自殺対策の効果的な推進  
(実施：自殺総合対策推進センター  
補助率：定額)



地域自殺対策推進センターに対して、きめ細かな支援を行うための人員を自殺総合対策推進センターに配置。

# 連 絡 事 項

## 1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下、「共同募金」という）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与してきたところである。

共同募金の募金額は、平成7年度をピークに減少傾向が始まり、平成10年度以降は対前年を下回る状況が続いているが、現在、少子高齢化が進展し、人口減少、家族や地域、雇用環境の変容などにより、地域社会からの孤立や、多様で複合的な課題が生じており、今後、福祉需要は増大していくことが予想される。

厚生労働省では、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指して、包括的な支援体制の構築を進めている。

共同募金は、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等が行う社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援する仕組みとして重要であるとともに、地域で募金が行われ地域のために使われるという特性から、地域の住民や地域で活動する人をつなぎ、住民主体で地域を支える契機を作る役割を期待される存在である。

また、今年度の大阪府北部地震や平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などの大規模な災害が発生した場合には、都道府県域を超えて全国の共同募金会が拠出しあい、被災地でのボランティア活動の支援を行っているところ。

これまでの積み上げた信頼や関係者とのつながりを活かしながら、新たな取組等を進めることにより共同募金を活性化することが地域福祉の向上や地域の問題解決の一方策であるため、各自治体においても共同募金への協力支援を含め連携を進めていただ  
けるようお願いする。

## 2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰等について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていたところである。

平成31年度の大員表彰実施に際しては、後日実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼等を行うこととしており、推薦調書については、7月の提出とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

なお、大臣表彰等については、近年、推薦後の取下げ等が散見されることから、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

(参考)

全国社会福祉大会日程（予定）

開催日 2019年11月22日（金）

場 所 メルパルクホール（東京都港区芝公園）

# 参 考 资 料

## 平成31年度 社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	開催日等	所 管
4月	・生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議	東京都内	23日(火)・24日(水)	自立推進・指導監査室
5月	・新任査察指導員研修会	東京都内	5月中旬	自立推進・指導監査室
	・消費生活協同組合行政担当者全国会議	東京都内	20日(月)	消費生活協同組合業務室
	・消費生活協同組合会計研修会	東京都内	21日(火)	消費生活協同組合業務室
6月				
7月				
8月	・生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	8月上旬	保護課
	・全国生活保護査察指導に関する研究協議会	東京都内	8月下旬	自立推進・指導監査室
9月	・自殺予防週間	全国	9月10日～16日	自殺対策推進室
10月	・共同募金運動	全国	10月～3月	総務課
	・全国民生委員児童委員大会	福島県(ビッグバレットふくしま)	17日(木)～18日(金)	地域福祉課
11月	・生活困窮者自立支援全国研究交流大会	宮城県	3日(日)～3日(月)	生活困窮者自立支援室
	・福祉人材確保重点実施期間	全国	4日(月)～17日(日)	福祉人材確保対策室
	・介護の日	全国	11日(月)	福祉人材確保対策室
	・全国社会福祉大会	東京都(メルパルク東京)	22日(木)	総務課
	・生活保護就労支援員全国研修会	東京都		保護課
12月				
1月	・全国厚生労働関係部局長会議	厚生労働省	1月中旬	厚生労働省
	・介護福祉士国家試験(筆記試験)	全国各会場	1月下旬	福祉人材確保対策室
2月	・社会福祉士国家試験(筆記試験)	全国各会場	2月上旬	福祉人材確保対策室
3月	・社会・援護局関係主管課長会議	厚生労働省	3月上旬	総務課
	・生活保護関係全国係長会議	厚生労働省	3月上旬	保護課
	・介護福祉士国家試験(実技試験)	全国各会場	3月上旬	福祉人材確保対策室
	・自殺対策強化月間	全国	3月1日～31日	自殺対策推進室

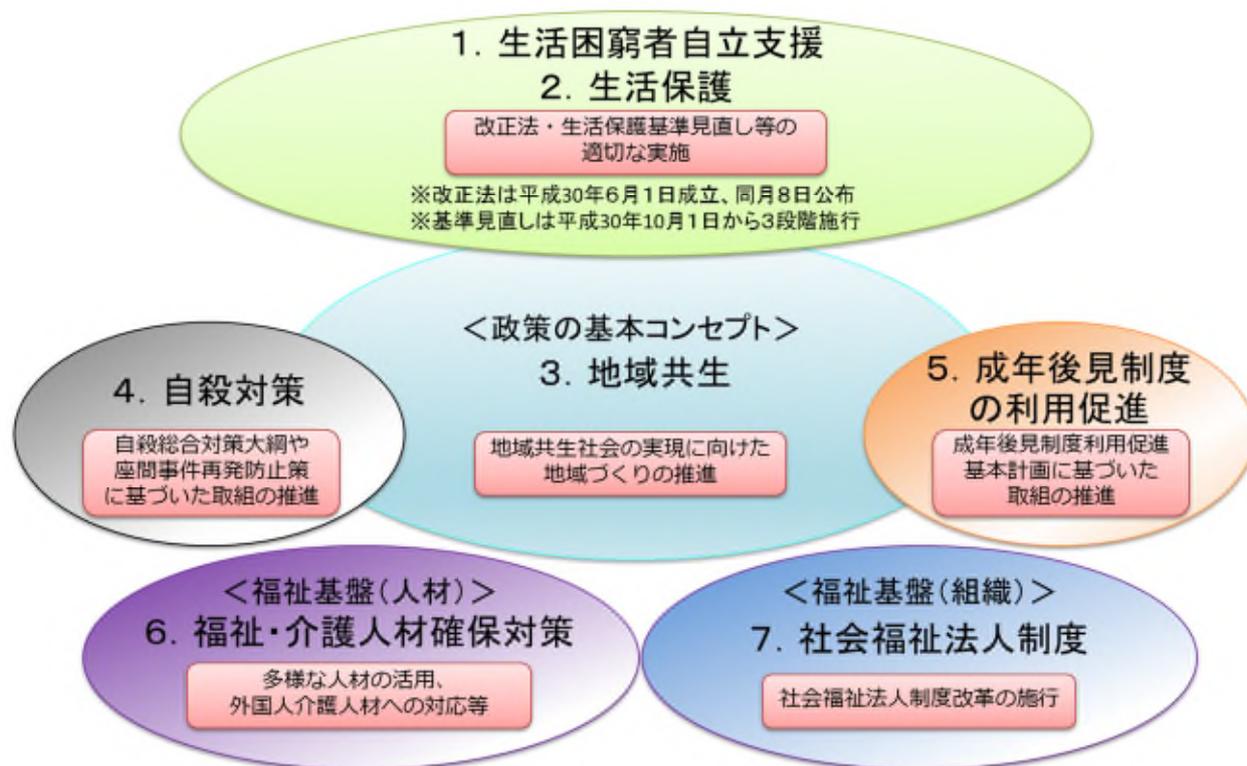
## 平成31年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

平成31年度予算（案）額	3兆11億円
平成30年度当初予算額	3兆75億円
差 引	▲64億円 (対前年度比率▲0.2%)

※ 復興特別会計分を含む。

### 社会・援護局（社会）における重点項目



# I 生活困窮者の自立支援の推進

## 1 生活困窮者の自立支援の強化【一部新規】 438億円（432億円）

改正生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいなど複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進し、生活困窮者及び生活保護受給者の一層の自立を促進する。

### <主な充実内容>

#### (1) 子どもの学習・生活支援事業の推進

生活困窮世帯の子どもへの支援を強化するため、これまでの学習支援に加えて、子どもや保護者に生活習慣や育成環境の改善に関する助言を行う取組に対する支援を充実することにより、学習等の支援との一体的実施を促進するなど、子どもの学習・生活支援事業を更に推進する。

#### (2) 居住支援の推進

一時生活支援事業について、シェルター等における衣食住等の日常生活に必要な支援に加えて、シェルター等退所者や居住に困難を抱え社会的孤立状態にある生活困窮者が地域で継続的・安定的な居住の場を確保できるよう、一定期間、訪問による見守りや生活支援などを行う機能を拡充する。

また、入居に要する初期費用のない住居喪失者等が、一時的な居住先を確保できるよう、借り上げ型シェルターの確保に向けた一層の支援を行う。

#### (3) 就労・定着支援体制の充実

生活困窮者のうち、障害のうかがわれる者など専門的な対応が必要となる者に対し、障害者就業・生活支援センター等のノウハウを活かした就労面・生活面の一体的な支援を実施し、就労・定着支援の充実を図る。

また、直ちに一般就労が困難な者に対する支援付き就労（就労訓練事業）について、利用者受入れを促進するための体制整備の強化を図る。

#### (4) 都道府県による市町村支援の充実

都道府県が管内市町村に対して行う市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等への取組を推進するとともに、「支援者専用電話相談ライン（仮称）」の開設など、支援員に対する相談・助言等を行う体制を構築する。

## 2 生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施

### 1. 2億円（0.6億円）

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

また、地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築する。

(参考)【平成 30 年度 2 次補正予算 (案)】

○ 生活困窮者自立支援統計システムの改修 0.5 億円

自立相談支援窓口における相談支援内容等の詳細なデータ分析が可能となるよう、必要な改修を行う。

## Ⅱ 生活保護制度の適正実施

### 1 保護費負担金 2兆8,508億円(2兆8,637億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

生活保護基準については、①平成 30 年(2018 年)10 月から 3 回にわけて段階的に行う見直しの施行 2 年目に併せ、②消費税率の引上げの影響を含む国民の消費動向などの社会経済情勢を総合的に勘案し改定を行う(②の改定率は+1.9%。ただし、生活扶助本体は軽減税率を考慮して+1.4%。)(①②ともに 2019 年 10 月実施)。

※ なお、見直し後の生活扶助基準額は、年齢・世帯人員・居住地域によって影響は異なるため、個々の世帯別の影響も様々である。

### 2 保護施設事務費負担金 297億円(299億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

### 3 生活保護の適正実施【一部新規】 151億円(134億円)

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、生活習慣病予防等のための健康管理支援事業の試行等を実施する地方自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。

(参考)【平成 30 年度第 2 次補正予算 (案)】

○ 生活保護業務関係システムの改修 1.2 億円

生活保護の適正な実施を推進するため、進学準備給付金創設に伴うマイナンバー情報連携のための改修など、生活保護業務関係システムの改修費用の補助を行う。

### 4 生活保護指導監査委託費 20億円(19億円)

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。

## Ⅲ 地域共生の実現に向けた地域づくり

### 1 包括的な支援体制の整備の推進

28億円(26億円)

改正社会福祉法（平成30年4月施行）に基づき、複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備を推進するため、

- ・ 住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持てる地域づくりの取組
- ・ 住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり
- ・ 様々な相談機関のネットワーク構築

に係る、市町村の創意工夫ある取組への支援の拡充を図る。

### 2 各分野における相談体制の充実

生活困窮者自立相談支援機関における相談支援の実施（前掲）

### 3 多様な地域の支え合いの再生支援

(1) NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する地域課題の解決に資する活動等に対する助成（社会福祉振興助成費補助金） 6.1億円(6.1億円)

高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、NPO等の民間団体が実施する「ニッポン一億総活躍プラン」に即した創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動に対し助成を行う。

(2) 地域における自殺対策ゲートキーパーの養成（後掲）

地域自殺対策強化交付金26億円の内数

自殺対策において、早期対応の中心的な役割を果たす「ゲートキーパー」の養成を行う。

### 4 仕事と地域活動の両立促進【新規】

29百万円

労働者が仕事と地域活動を両立しやすい環境整備を図るため、50代労働者の地域活動への参加を促す民間機関等の取組を促進するとともに、その普及に取り組む。

## Ⅳ 自殺総合対策の更なる推進

31.4億円(30.8億円)

### 1 地域自殺対策強化交付金

26.3億円(26億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策強化交付金による地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、若者が日常的に利用するSNS等を活用した相談・支援を強化するとともに、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制を構築する。

## **2 地域自殺対策推進センターへの支援等 5. 1億円（4. 8億円）**

地域自殺対策推進センターが管内市町村における自殺対策を支援できるよう運営費を確保するとともに、自殺総合対策推進センターによる地域自殺対策推進センター等への支援により、地域における自殺対策を効果的に推進する。

# **V 成年後見制度の利用促進**

## **1 成年後見制度の利用促進の体制整備の推進【新規】 3. 5億円**

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、認知症施策・障害者施策と連携を図りつつ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における先駆的な取組を推進する。

また、国において、中核機関や市町村職員等に対する研修を実施する。

## **2 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成**

**地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（60億円）の内数**

**地域支援事業交付金1,941億円（1,988億円）の内数**

**地域生活支援事業費等補助金495億円（493億円）の内数**

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を実施する。

## VI 福祉・介護人材確保対策の推進

29億円（13億円）

### 1 福祉・介護人材確保対策の推進

18億円（10億円）

#### (1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（60億円）の内数  
＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施、介護入門者の更なるステップアップや現任職員のキャリアアップ支援など、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

#### (2) 介護職機能分化や多職種チームケア等の推進【新規】

6億円

介護職員のキャリア・専門性に応じた機能分化や介護助手等多様な人材によるチームケアの実践等を通じて、介護人材の参入環境の整備を推進する。

#### (3) 介護の仕事の魅力等に関する全国的なPR活動の推進

6.8億円（3.7億円）

介護の仕事の魅力・社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を促進するため、関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催など、全国で多様な人材の確保・育成に向けたPR活動を推進する。

#### (4) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

5億円（6.2億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

### 2 外国人介護人材の受入環境の整備等

11億円（2.7億円）

#### (1) 外国人介護人材の受入環境の整備【新規】

9.1億円

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

##### ① 介護の技能水準を評価するための試験等の実施

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施する。

##### ② 介護技能向上のための研修の実施

地域の中核的な受入施設等において、介護技能向上のための研修を実施する。

##### ③ 介護の日本語学習環境の整備

WEBコンテンツの開発・運用、日本語テキストの作成・配布等により、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を行う。

##### ④ 介護に関する相談支援等の実施

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護業務の悩み等に関する相談支援や巡回訪問等を行う。

(2) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

① 外国人介護福祉士候補者の受入環境の整備 0.9億円（0.8億円）

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問等を行うとともに、外国人介護福祉士を含め、母国語での相談等に対応する。

② 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援

(ア) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護、医療的ケアに関する専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

(イ) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施

1. 3億円（1.1億円）

受入施設における外国人介護福祉士候補者の継続的な学習支援のため、集合研修、通信添削指導、資格を取得できなかった候補者に対する帰国後の学習支援を引き続き実施する。

(参考)【平成30年度第2次補正予算（案）】

○ 介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保 4.2億円

介護福祉士資格の取得や介護職員としての再就職を目指す者に対する修学資金等の貸付を行うための原資等の補助を行う。

## **Ⅶ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援**

**303億円（280億円）**

### **1 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等**

#### **（1）保護施設等の整備（社会福祉施設等施設整備費）**

**社会福祉施設等施設整備費補助金195億円の内数  
（障害保健福祉部にて一括計上）**

防災・減災に関する緊急対策を含めた保護施設等の基盤整備の推進のために必要な経費を補助する。

なお、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設の防火対策を推進するため、スプリンクラーの設置等に必要な経費を補助する。

#### **（2）隣保館等の整備**

**15億円（4.5億円）**

防災・減災に関する緊急対策を含めた隣保館の基盤整備の推進のために必要な経費を補助する。

（参考）【平成30年度第2次補正予算（案）】

○ 隣保館の耐震化整備等に関する緊急対策 3.9億円

隣保館について、耐震改修整備、ブロック塀の改修整備の緊急対策を実施する。

### **2 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進**

**12億円（6.3億円）**

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

### **3 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援**

**276億円（269億円）**

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

### **4 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等**

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

#### **（1）貸付枠の確保**

・資金交付額	3,168億円
・福祉貸付	2,015億円
・医療貸付	1,153億円

## (2) 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ① 働き方改革に資するICT・介護ロボット等の導入に係る融資対象の追加
  - ・ 介護医療院を融資対象に追加
- ② 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充
  - ・ 貸付利率の引き下げ

# VIII その他

## 1 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

### 復興庁所管「被災者支援総合交付金」177億円の内数

避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転など、被災者を取り巻く状況の変化を踏まえ、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進する。

また、全国を対象に実施している「寄り添い型相談支援事業」と連携し、電話相談により把握した被災者が抱える個々の課題の解決に向け、地域の様々な関係機関との支援ネットワークを構築・活用した包括的な支援等を行う。

## 2 熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

11億円（7.5億円）

熊本地震及び平成30年7月豪雨により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

## 3 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

2億円（2億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施。